

## 中間物としての新規化学物質製造（輸入）申出書等の記載例について

平成19年6月

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室  
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

本文書は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第3条第1項第4号の規定による確認（いわゆる中間物等の事前確認）を受けるための手続を行う予定の製造・輸入者の方々に対して、申出手続が適切かつ円滑に行われ、申出後の確認が効率的に行われるよう、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和49年厚生省・通商産業省令第1号）第3条で規定される様式による申出書及び確認書の記載例（様式第2及び様式第3（いわゆる中間物の例））を示したものです。

本文書は平成16年7月に改定しておりますが、その後の事前ヒアリングの状況・立入検査等を踏まえ、記載上の注意事項を追加するなど記載例を修正いたしました。申出を行うに当たっては、これらの記載例を参考に本制度の趣旨を踏まえて提出書類を作成してください。

なお、本文書で示す記載例は、あくまで提出書類を作成する際の要領を例示したものですので、添付する書面等の内容や記載の仕方については、申出を行う新規化学物質やその取扱方法を踏まえて、確認に必要な情報が含まれるよう実態に応じて変更するようにしてください。